

ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

◇ 評価結果の通知：2026 年 4 月 24 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	ケニア、アフリカ地域
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：

黄熱に感染する危険のある国から来る渡航者は黄熱予防接種証明書が要求されています。また、以下の地域以外へ渡航する渡航者に黄熱の予防接種が推奨されています。なお、本業務のプロジェクトサイトには、以下の地域以外も含まれており、渡航の可能性がございますので、黄熱の予防接種を推奨いたします。

※一般的には、渡航先が北東州の全域、海岸州のキリフィ（Kilifi）、クワレ（Kwale）、ラム（Lamu）、マリンディ（Malindi）、タナ川（Tanariver）の各県、ナイロビ（Nairobi）市、モンバサ（Mombasa）市のみであれば、黄熱の予防接種は推奨されていません。

6. 業務の背景

ケニア国は、約 391 万 ha の森林（2025 年、国土面積の 6.9%）を保有しており、同国の森林・樹木資源は、農業、観光、エネルギーといった一次産業を下支えし、流域保全や土壌・水資源の維持、生計向上等を通じて国家の経済・環境・社会面に重要な役割を果たしている。国家長期開発ビジョン「Vision 2030（2007 年）」においても、森林は成長戦略を支える重要セクターの一つとして位置づけられている。

一方で、人口増加や社会開発といった間接要因に加え、農地拡大を含む土地利用変化、非持続的な利用等の直接要因により、森林減少・劣化の圧力が続いており、特に国土の約 8 割を占める乾燥・半乾燥地（ASALs）でその傾向が顕著である。近年の排出動向においても、森林減少・劣化が再植林のペースを上回る状況が指摘され、LULUCF（Land Use, Land-Use Change and Forestry）分野の対策強化が喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、ケニア政府は長年にわたり政策・制度面と現場実装の双方で対策を講じてきた。現行政権は、2021 年時点で 12.13%であった樹木被覆率を 2032 年までに 30%へ引き上げる国家目標「National Program for Accelerated Forestry and Rangelands Restoration/ National Tree Growing

and Restoration Campaign (2022年12月)」を掲げ、回復が必要な約1,058万ha(国土の約17.8%)において150億本の樹木を官民連携で増やす方針を示している。この国家プログラムは、品質の高い苗木の大量供給、植栽から保育・定着までの一貫管理、民間投資・コミュニティ参画の拡大を柱に、景観回復と生計向上を同時に進めるものである。

気候変動への対応については、「国家気候変動対応戦略(NCCRS)」(2010年)を始めとして、「国家適応計画2015-2030(NAP)」(2016年)や「気候変動法」(2016年)等が策定され、低炭素開発と気候変動レジリエンスの促進が図られている。国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の批准国としての気候変動緩和・適応に関する「国が決定する貢献(NDC)」(2025年4月改訂版)においては、2030年までに対策を行わない場合に比較して32%の排出削減を約束している。NDCでは、森林由来の炭素蓄積の増加を手段の一つとしているとともに、気候変動緩和及び適応の両面において大きな貢献が期待されるセクターと位置付けられている。

我が国は、現行の「持続的森林管理・景観回復による森林セクター強化およびコミュニティの気候変動レジリエンスプロジェクト(SFS-CORECC)」に先立ち、過去10年以上にわたり耐乾性に優れた改良メリア(Melia)の開発・普及を継続的に支援してきた。これらの協力を通じ、市場価格情報の整備や優良種子の安定供給体制の構築など、市場流通・国内普及を促す基本条件が徐々に整備され、制度・人材・技術の基盤が強化されつつある。他方で、カウンティ(郡)レベルでは官民連携や住民参加型の商業林業の環境整備がなお発展途上にあり、大規模コマーシャルではなく小規模・地域主導の非商業林業(Community-based Forestry)の必要性は気候変動適応の観点からも引き続きニーズは大きい。樹木被覆拡大に不可欠な安定した苗木生産量の確保や品質管理、持続的な普及体制においても、実装上の制約が残存している。KFSの戦略計画も、樹木被覆率拡大、商業植林の発展、実施能力の強化を優先課題に掲げており、制度面・供給面の改善が求められる。

以上を踏まえ、本事業では、木材価値も高い改良メリア種の普及体制の強化及び同種の種苗の生産・供給体制の強化、並びにコミュニティの気候変動適応の観点からのCommunity-based Forestry推進等を通じて、気候変動対策(緩和・適応)への貢献を目指す。これにより、国家の樹木被覆率向上目標(2032年)およびNDC(2031-2035)のLULUCF実施への貢献も期待できる。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2026年5月下旬頃）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② 特に、JICAが実施した過去のケニア森林セクターへの支援内容及び実施中の技術協力「持続的森林管理・景観回復による森林セクター強化及びコミュニティの気候変動レジリエンスプロジェクト」の実施状況・成果・課題等を関係者間との協議を踏まえつつ確認し、後継案件としてシームレスな支援内容になるよう整理する。
- ③ ケニア国側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。
- ④ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務（2026年6月上旬～2026年6月中旬）

- ① JICAケニア事務所等との打合せに参加する。
- ② ケニア国側関係機関や上記（1）②に記載の実施中案件のJICA関係者（個別専門家など）との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明・整理を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整

理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。

ア) 要請背景・内容

イ) 関連する開発計画、政策、制度

ウ) 関連各組織

(a) 所掌業務、組織体制、根拠法

(b) 人員体制

(c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

(d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性

オ) 上記ア)～エ) 全てにおけるジェンダー視点に立った情報収集と分析。加えて、支援対象国・地域（パイロット事業実施候補地等）の社会や組織、当該分野におけるジェンダーに関連する情報（社会規範・観衆、法制度や組織の方針・規則、男女で異なるニーズや課題等）の収集と分析。なお、同情報を収集する際は、「JICAにおけるジェンダー主流化のための手引き」¹【自然環境保全】を参照すること。

カ) オ) の分析により把握したジェンダー課題に対応する活動（案）、活動のためのインプット（案）、活動の進捗を図る指標（案）の提案。

キ) JICA Climate-FIT緩和版²（1. 植林や2. 森林減少・劣化対策）を参照し、本事業実施によるGHG排出削減量・吸収量を推計し、推計結果をバックデータと共に提出。また、JICA Climate-FIT適応版³（5. 森林・自然環境保全）を参照し、本事業実施による気候リスクの分析及び適応策の検討をし、検討結果を提出。

ク) JICA Biodiversity-FIT⁴を参照し、本事業実施による生物多様性主流化に資する対応策を検討し、検討結果を提出。

④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期

¹ [guidance_06_natural_env.pdf](#)

² [気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation） | 事業について - JICA](#)

³ [climate_fit_J_202506.pdf](#) (P108 JICA-Climate FIT（適応策版）技術協力用簡易版を参照)

⁴ [生物多様性主流化支援ツール（JICA Biodiversity-FIT） | JICAについて - JICA](#)

間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。

- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス⁵を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAケニア事務所等に報告する。

（3）整理業務（2026年6月中旬～2026年7月上旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1）業務完了報告書

2026年7月10日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

⁵ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

（2） その他留意事項

米軍およびイスラエル軍によるイランへの軍事攻撃に関連した中東地域の情勢悪化に伴い、JICA 事業関係者を対象とした一時的な安全対策措置が設定されました。状況に応じて、渡航時期が後ろ倒しになる可能性があります。

10. 特記事項

（1） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2026年6月1日～6月16日を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 協力企画2（JICA）

エ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA ケニア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部森林・自然環境保全グループ第二チームから配付しますので、gegdn@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - 当該案件の要請書
 - ケニア国「持続的森林管理・景観回復による森林セクター強化及びコミュニティの気候変動レジリエンスプロジェクト」詳細計画策定調査報告書及び成果品
- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
 - ケニア国「持続的森林管理・景観回復による森林セクター強化及びコミュニティの気候変動レジリエンスプロジェクト」事業事前評価表 ([2021_1902552_1_s.pdf](#))
 - 現行プロジェクト “Project for Strengthening Forestry Sector Development and Community Resilience to Climate Change through Sustainable Forest Management and Landscape Restoration (SFS-CORECC)” ホームページ ([SFS-CORECC](#))

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地

業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に
行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方に
て活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密
に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理
体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理
システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照くださ
い。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」
(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に
業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談
窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲
等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることが
できない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められ
た方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更と
なる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議
の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタン
トの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、
お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、
選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちら
への入力をお願いします。

以上